

議員派遣について

地方自治法第100条13項及び廿日市市議会会議規則第167条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

令和6年9月10日

- 1 派遣目的 姉妹都市との友好親善並びに相互理解を深めるとともに、文化、経済、都市事情その他必要な事項を視察調査し、国際性の涵養と資質向上に努め、その成果を市政発展に寄与する。
- 2 派遣場所 アメリカ合衆国ハワイ州ハワイ郡
- 3 派遣期間 令和6年9月28日から10月2日まで
- 4 派遣議員 新田茂美、井上佐智子、梅田洋一